

事務連絡
令和7年10月15日

各都道府県医療主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況」及び
「ポリオウイルス保持状況」について（調査依頼）

平素より厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況」（依頼1）及び
「ポリオウイルス保持状況」（依頼2）につきまして、下記により調査いただきたく、ご協力を
お願いいたします。

記

【依頼1】国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について

1. 調査概要

国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定）において、生活関連等施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第27条に規定する施設をいう。以下同じ。）の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされております。

例年、当該規定に基づき、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素（別添2参照）を保有する生活関連等施設の保有状況調査を行うこととしております。

2. 調査対象

前回調査（令和6年10月1日現在の調査）において生物剤及び毒素を保有すると回答した管下の病院及び診療所（別添1）。

※別添1以外の病院等についても、生物剤及び毒素を保有している旨の申告があった場合は調査対象に追加すること。

3. 調査対象生物剤及び毒素について

記入要領（別添2）参照。ただし、ワクチンとして保有するウイルス並びにボトックス製剤として保有するボツリヌス菌及びボツリヌス毒素を除く。

4. 調査時点

令和7年10月1日現在

5. 調査方法及び提出方法等について

- (1) 調査票（別添1）を記入要領（別添2）に沿ってご作成ください。
- (2) 調査票の提出に当たっては、令和7年10月1日現在において、保有が無くなった旨の回答があった病院等については、別添1のシート1に記入した上で、黄色着色し、その理由を別添1のシート2に記入してご提出ください。
- (3) 令和7年10月1日現在において新たに登録した病院等については、別添1のシート1に赤字で記入した上で、その理由を別添1のシート2に記入してご提出ください。
- (4) 昨年度から変更があった箇所については、赤字にてご記入をお願いします。
- (5) 設問7～16については、アルファベットの半角大文字で記入がなされ、自動集計が適切になされていることを確認の上、ご提出ください。
例えば、回答が2つある場合には、2行ご記入いただき、セル内は1文字のみになるようにお願いします。
- (6) 記載しない設問については、そのセルを削除せず空白のままご提出ください。
- (7) 各セルには計算式が入っていますので、強制入力等はされないようお願いします。
- (8) 併せて、リストの更新を行う際に実施した調査内容がわかる書面（通知、調査票等）をご提出ください。

6. 情報の取扱いについて

提出された情報については、国民保護のための措置目的以外には使用することはありません。貴職におかれましても本調査に係る情報の取扱いにご注意いただき、各病院等に調査を行う際には、他の病院の情報が分からないようにしていただくなど配慮をお願いいたします。

なお、調査結果については、後日、消防庁より各都道府県宛に更新されたリストを送付いたします。

7. 調査を行う者

調査は、病院等の開設者又は管理者において行われるものであるため、貴課において該当病院等へ依頼した上、適切に調査が行われるよう配慮願います。

8. 提出物及び提出期限

令和7年11月21日（金）までに電子メールにて調査票（別添1）を以下提出先までご提出ください。

9. 提出先

厚生労働省医政局地域医療計画課（西口、山本、江野本）

TEL：(代表) 03-5253-1111（内線 8183）

Email：keikakukokuji@mhlw.go.jp

【依頼2】ポリオウイルス保持状況について

1. 調査概要

急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）については現在、WHOによりポリオ根絶に向けた最終的な取組として「ポリオ根絶戦略 2022-2026」が進められており、野生株ポリオウイルスの型特異的根絶と封じ込めを行うとともに、経口ポリオワクチンの予防接種の停止後は、ポリオウイルスの再出現を防止することが求められております。

また、WHOはポリオ根絶戦略の中で、「感染症ポリオウイルスを含む材料（以下「IM」という。）」「ポリオウイルスを含む可能性がある検体等（以下「PIM」という。）」についても管理を求めており、国として所持施設を把握する必要があります。

つきましては、IM及びPIMの保有状況に関する調査を実施いたします。

2. 調査対象

管下の病院及び診療所（依頼1の調査対象と同様（別添1））

3. 調査時点

令和7年10月1日現在

4. 調査方法及び提出方法等について

以下 URL より直接回答いただき、令和7年11月21日（金）までに回答済みの旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、該当しない場合も、その旨アンケートよりご回答いただきますようお願いいたします。

URL：<https://forms.office.com/r/GLdEnxdpKf>